

2020年6月吉日

お客様 各位

〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目2番29号

**株式会社 ヤガミ**

### 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた一次救命処置実施についてお願い

この度はヤガミ AED のご採用ありがとうございます。

5月21日に厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の流行を受け、救急蘇生法の指針について追補がありました。

今後は下記の内容をご確認のうえ、一次救命処置の実施をお願い申し上げます。

#### 記

1. 胸骨圧迫のみの場合を含め心肺蘇生はエアロゾル（ウイルスなどを含む微粒子が浮遊した空気）を発生させる可能性があるため、新型コロナウイルス感染症が流行している状況においては、すべての心停止傷病者に感染の疑いがあるものとして対応する。
2. 反応の確認、呼吸の観察の際に、傷病者の顔と救助者の顔があまり近づきすぎないようにする。
3. エアロゾルの飛散を防ぐため、胸骨圧迫を開始する前に、ハンカチやタオルなどがあれば傷病者の鼻と口にかぶせるように変更する。マスクや衣服などでも代用できる。
4. 成人の心停止に対しては、救助者が講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合でも、人工呼吸は実施せずに胸骨圧迫だけ続けるように変更する。
5. 子どもの心停止に対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、胸骨圧迫に人工呼吸を組み合わせる。その際、手元に人工呼吸用の感染防護具があれば使用する（「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」P28～29 参照）。感染の危険などを考えて人工呼吸を行うことにためらいがある場合には、胸骨圧迫だけ続ける。
6. 救急隊の到着後に、傷病者を救急隊員に引き継いだあとは、速やかに石鹸と流水で手と顔を十分に洗う。傷病者の鼻と口にかぶせたハンカチやタオルなどは、直接触れないようにして廃棄するのが望ましい。

※上記手順に記載のない点は、従来どおりの一次救命処置を実施する。

「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」の P18～「V 一次救命処置」参照

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000123021.pdf>

※以上の内容は、新型コロナウイルス感染症に関する新たに知見や感染の広がり状況などによって変更する場合がございます。

以上